

介護保険法改正に伴う主な政令事項について【振興課分】

※以下の内容は、現時点で検討している案であり、今後変更の可能性がある。

○介護保険法(平成9年法律第123号)【第5条関係】

条	項	号	法律の規定	政令で定める予定の内容	施行日
115の45	4		<p>第百十五条の四十五 (略)</p> <p>4 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況、七十五歳以上の被保険者の数その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。</p>	<p>市町村における地域支援事業の事業費の上限を規定。 (具体的な内容については、別に示すガイドライン案(第6・3)参照)</p>	平成27年4月1日
115の45の9		6	<p>第百十五条の四十五の九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>六 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p>	<p>児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法等 (給付(例えば介護保険法施行令第三十五条の二)と同様)</p>	平成27年4月1日
115の45の11			<p>第百十五条の四十五の十一 第百十五条の四十五から前条までに規定するもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>・介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)について、補助により実施することができる (ほかに定めるべき事項がないかについて検討中)</p>	平成27年4月1日
122の2	2		<p>第百二十二条の二</p> <p>2 国は、介護保険の財政の調整を行うため、市町村に対し、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額について、第一号被保険者の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより算定した額を交付する。</p>	<p>現在の調整交付金と同様、①第一号被保険者のうち75歳以上である者の割合、②第一号被保険者の所得の分布状況の格差による介護保険の財政の不均衡を是正する。</p>	平成27年4月1日
124の3			<p>第百二十四条の三 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者に対して、当該住所地特例適用被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が行う地域支援事業に要する費用について、政令で定めるところにより算定した額を、地域支援事業に要する費用として負担するものとする。</p>	<p>地域支援事業を実施する施設所在市町村に対して保険者市町村が負担すべき費用の額の算定方法を規定。 (具体的な内容については、別に示すガイドライン案(第6・5(1))参照)</p>	平成27年4月1日

○改正法附則(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律)

条	項	号	法律の規定	政令で定める予定の内容	施行日
附1		6	<p>附 則</p> <p>第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>六 第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)(中略)の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日</p>	<p>平成二十八年四月一日</p>	—
附72			<p>第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>(経過措置として定めるべき事項がないかについて検討中)</p>	—